

○ 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者</p> <p>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（<u>農業大学校</u>に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(2) 農業協同組合であって、次に掲げる貸付要件を全て満たすもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）</u>による監査で重大な指摘を受けていないこと。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>イ～ケ</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 資金使途</p> <p>近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け</p> <p>ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（<u>農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）</u>又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）</p>	<p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者</p> <p>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（<u>農業者大学校</u>に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(2) 農業協同組合であって、次に掲げる貸付要件を全て満たすもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>国及び都道府県の行政検査並びに存続中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会をいう。以下同じ。）</u>又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 存続中央会</u></p> <p><u>ウ～コ</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 資金使途</p> <p>近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け</p> <p>ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（<u>農地</u>又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）</p>

改正後	現行
<p>なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 イ～カ (略) (2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 償還期限及び据置期間 (前略) ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者については、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（令和3年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。 (略) 6・7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 その他 1～5 (略) 6 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例 第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）。</p>	<p>なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 イ～カ (略) (2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 償還期限及び据置期間 (前略) ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者については、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（平成32年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。 (略) 6・7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 その他 1～5 (略) 6 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例 第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）。</p>

改正後	現 行
<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金利子補給契約申込書</p> <p>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第3条及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第5条の規定に基づき、農業近代化資金利子補給契約約款を承諾のうえ、<u>令和</u>年度において当金庫が貸し付ける農業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 政府の利子補給に係る農業近代化資金の<u>令和</u>年度における貸付予定額 円</p> <p>2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額</p> <p>(1) <u>令和</u>年度貸付に係る同年度以降 年度における支給予定額の総額 円</p> <p>(2) <u>令和</u>年4月1日から同年12月31日までの期間における貸付に係る利子補給金の<u>令和</u>年度における支給予定額の総額 円</p>	<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金利子補給契約申込書</p> <p>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第3条及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第5条の規定に基づき、農業近代化資金利子補給契約約款を承諾のうえ、<u>平成</u>年度において当金庫が貸し付ける農業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 政府の利子補給に係る農業近代化資金の<u>平成</u>年度における貸付予定額 円</p> <p>2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額</p> <p>(1) <u>平成</u>年度貸付に係る同年度以降 年度における支給予定額の総額 円</p> <p>(2) <u>平成</u>年4月1日から同年12月31日までの期間における貸付に係る利子補給金の<u>平成</u>年度における支給予定額の総額 円</p>

改正後	現行
<p>別紙様式 第1</p> <p style="text-align: center;">令和 年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給金支払請求書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>農業近代化資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、支給期間（令和 年 月 日 ～令和 年 月 日）に係る農業近代化資金の実績を別紙計算書のとおり報告する。 なお、併せて利子補給金 円の支払を請求する。</p> <p>(別 紙)</p> <p>農業近代化資金利子補給金計算書（令和 年 月 日～ 年 月 日）</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式 第1</p> <p style="text-align: center;">平成 年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給金支払請求書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>農業近代化資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、支給期間（平成 年 月 日 ～平成 年 月 日）に係る農業近代化資金の実績を別紙計算書のとおり報告する。 なお、併せて利子補給金 円の支払を請求する。</p> <p>(別 紙)</p> <p>農業近代化資金利子補給金計算書（平成 年 月 日～ 年 月 日）</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式 第2</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金貸付実行報告書 (令和 年 月分)</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式 第2</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金貸付実行報告書 (平成 年 月分)</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式 第3</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金貸付条件変更報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>____年 月 日付け 第____号により報告した農業近代化資金貸付実行報告書（____年 月分）のうち、下記のとおり一部を変更したので農業近代化資金利子補給契約約款第6条第2項の規定により、報告する。</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式 第3</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金貸付条件変更報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>平成 ____年 月 日付け 第____号により報告した農業近代化資金貸付実行報告書（平成 ____年 月分）のうち、下記のとおり一部を変更したので農業近代化資金利子補給契約約款第6条第2項の規定により、報告する。</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式 第4</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金回収状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>農業近代化資金利子補給契約約款第7条の規定により、令和 ____年 ____期分の回収状況を下記のとおり報告する。</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式 第4</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金回収状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>農業近代化資金利子補給契約約款第7条の規定により、平成 ____年 ____期分の回収状況を下記のとおり報告する。</p> <p>（略）</p>

改正後	現行
<p>別紙様式 第5</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>____年度に契約した農業近代化資金の融資事業が完了したので農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により別紙のとおり報告する。</p>	<p>別紙様式 第5</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>平成 ____年度に契約した農業近代化資金の融資事業が完了したので農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により別紙のとおり報告する。</p>
<p>別紙様式 第6</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金会計年度実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により令和 ____年度に係る農業近代化資金の融資事業が終了したので別紙のとおり報告する。</p>	<p>別紙様式 第6</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金会計年度実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">農林中央金庫 理事長 印</p> <p>農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により平成 ____年度に係る農業近代化資金の融資事業が終了したので別紙のとおり報告する。</p>
<p>(別 紙)</p> <p>令和 ____年度農業近代化資金の融資事業実績 (期間 令和 ____年1月1日～令和 ____年12月31日)</p> <p>(略)</p>	<p>(別 紙)</p> <p>平成 ____年度農業近代化資金の融資事業実績 (期間 平成 ____年1月1日～平成 ____年12月31日)</p> <p>(略)</p>

附 則 (令和2年3月30日付け元経営第3160号)  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。